

令和元年度 上川中部森林管理署公共工事契約状況

令和2年2月7日

分任支出負担行為担当官  
上川中部森林管理署長 中澤 文彦 ㊞

| 工事名                |             | 施工場所      |                           | 工事種別 | 工事概要       | 入札方式       |
|--------------------|-------------|-----------|---------------------------|------|------------|------------|
| 2329林班自動車車庫解体撤去等工事 |             | 上川郡層雲峡国有林 |                           | 解体工事 | 自動車車庫の解体撤去 | 一般競争入札（電子） |
| 予定価格（税抜き）          | 調査基準価格（税抜き） | 契約年月日     | 契約相手方の商号又は名称及び住所          |      |            |            |
| 5,464,000円         | —           | 令和2年2月7日  | 笠間建築株式会社 北海道上川郡上川町栄町70-27 |      |            |            |
| 契約金額（税抜き）          | 工事着手の時期     | 工事完成の時期   |                           |      |            |            |
| 3,200,000円         | 令和2年2月      | 令和2年3月    |                           |      |            |            |

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札筆記書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月27日

分任支出負担行為担当官  
上川中部森林管理署長 中澤 文彦

### 1 競争に付する事項

- (1) 入札物件番号 第1号
- (2) 工 事 名 2329林班自動車車庫解体撤去等工事（電子入札対象案件）
- (3) 工 事 場 所 上川町層雲峡国有林
- (4) 工 事 内 容 層雲峡本流自動車車庫の解体撤去等
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から令和2年3月23日まで
- (6) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

### 2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を入札参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成31・32年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、業種区分「建築一式工事」に係るD等級又はC等級、もしくは「解体工事業」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、又は北海道知事の「解体工事業」の登録を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（森林管理

局長、森林管理（支）署長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号 林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。

同種工事：契約金額100万円以上の建築物の解体を含む建築一式工事の施工実績を有する者、又は延べ床面積40㎡以上の木造の事務所又は住居等の解体工事若しくは解体業務を施工した実績を有する者。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

① 主任技術者にあつては、以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ・ 2級土木施工管理技士（土木）
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）
- ・ とび技能士（1級又は2級で3年以上の実務経験を有する者）
- ・ 解体工事施工技士

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、監理技術者の資格要件を有する者をいう。

② 監理技術者にあつては、以下のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術管理部門で1年以上の実務経験を有する者）

③ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成16年度以降に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。）。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

④ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局長等が発注した同種工事で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

(9) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。  
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されて

いる共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(10)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11)以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

### 3 競争参加資格の確認等

#### (1) 競争参加資格確認資料

本入札の参加希望者は、上記2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和2年1月6日から令和2年1月20日の9時から17時（12時から13時までを除く。）まで。ただし、休日は除く。

②提出場所：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11  
上川中部森林管理署総務グループ  
担当：総括事務管理官 電話 0166-61-0206

③その他：申請書等は原則として電子入札システムを用いて提出すること。  
なお、詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。  
ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。

(3) 申請書等は、入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者、又は提出した申請書等に不備のある者、並びに競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和2年1月21日までに通知する。なお、参加資格を「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

### 4 入札手続等

(1) 担当部局：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11  
上川中部森林管理署総務グループ  
担当：総括事務管理官 電話 0166-61-0206

#### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年12月27日（金）～令和2年2月4日（火）の9時～17時（12時～13時を除く。）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。

②場 所：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11  
上川中部森林管理署総務グループ  
担当：総括事務管理官 電話 0166-61-0206

③その他：配付資料は無料であるが、電子媒体での配布を希望する者は、入札説明書を記録するためのCD-R（未使用のものに限る）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和2年1月31日9時00分

入札締切日時 令和2年2月5日10時00分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和2年2月5日10時00分までに上川中部森林管理署会議室室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和2年2月5日10時00分に上川中部森林管理署会議室において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。

ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁上川中部森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、当該工事内訳書未提出の入札は、無効とする。

(5) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

① 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条に基づいて

作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否： 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3（2）及び（3）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する

(12) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある

## 依頼又は情報聴取

(14) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(15) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>）をご覧ください。



## 入札筆記書

調達案件番号 003801012020190010  
調達案件名称 2329林班自動車車庫解体撤去等工事(上川中部森林管理署)

| 業者名称    | 業者区分 | 第1回入札金額   | 結果 |
|---------|------|-----------|----|
| 笠間建築(株) |      | 3,200,000 | 落札 |
| (株)吉岡建設 |      | 4,980,000 |    |
| (有)菊水建設 |      | 5,400,000 |    |

結 果 落札者決定  
入札執行月日 令和02年2月5日  
部 署 北海道森林管理局上川中部森林管理署  
入札書比較価格 (税抜き) 5,464,000  
予定価格 (税込み) 6,010,400  
調査基準価格 (税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名 中澤 文彦

立会・確認担当署名 菅 典秀

## 工事内訳書

2329林班自動車車庫解体撤去等工事

| 名 称                    | 摘 要       | 数 量 | 単 位 | 単 価     | 金 額       | 備 考 |
|------------------------|-----------|-----|-----|---------|-----------|-----|
| <b>I 解体撤去工事</b>        |           |     |     |         |           |     |
| <b>1. 直接仮設費</b>        |           |     |     |         |           |     |
|                        | 重機廻送費     | 1   | 往復  | 30,000  | 30,000    |     |
|                        | 仮設資材運搬費   | 1   | 式   | 50,000  | 50,000    |     |
|                        | 仮設電力費     | - 1 | 式   | 40,000  | 40,000    |     |
|                        | 構内除雪費     | 1   | 式   | 270,000 | 270,000   |     |
|                        | 計         |     |     |         | 390,000   |     |
| <b>2. 層雲峡本流自動車車庫解体</b> |           |     |     |         |           |     |
| <b>① とりこわし工事</b>       |           |     |     |         |           |     |
|                        | 外部足場損料    | 1   | 式   | 20,000  | 20,000    |     |
|                        | 内部分別解体費   | 223 | ㎡   | 2,100   | 468,300   |     |
|                        | 外壁解体(そで壁) | 20  | ㎡   | 1,300   | 26,000    |     |
|                        | 屋根解体      | 227 | ㎡   | 1,300   | 295,100   |     |
|                        | 上家解体      | 223 | ㎡   | 1,300   | 289,900   |     |
|                        | 基礎解体      | 223 | ㎡   | 1,500   | 334,500   |     |
|                        | 端数処理      |     |     |         | -3,800    |     |
|                        | 小計        |     |     |         | 1,430,000 |     |
|                        |           |     |     |         |           |     |
|                        |           |     |     |         |           |     |
|                        |           |     |     |         |           |     |
|                        |           |     |     |         |           |     |

笠間建築株式会社

## 工 事 内 訳 書

2329林班自動車車庫解体撤去等工事

| 名 称              | 摘 要         | 数 量  | 単 位 | 単 価     | 金 額     | 備 考 |
|------------------|-------------|------|-----|---------|---------|-----|
| ②産業廃棄物等処理費       |             |      |     |         |         |     |
| 産廃積込費            |             | 81.5 | t   | 1,300   | 105,950 |     |
| 産廃運搬費            |             | 81.5 | t   | 2,200   | 179,300 |     |
| 産廃処分費            | 木屑          | 18.5 | t   | 8,500   | 157,250 |     |
| 〃                | コンクリート      | 60.5 | t   | 2,300   | 139,150 |     |
| 〃                | 瓦礫類         | 1.1  | t   | 15,000  | 16,500  |     |
| 〃                | ガラス類        | 0.1  | t   | 15,000  | 1,500   |     |
| 〃                | 紙屑          | 0.2  | t   | 30,000  | 6,000   |     |
| 〃                | 鉄屑          | 0.9  | t   | -10,000 | -9,000  |     |
| 〃                | その他         | 0.2  | t   | 30,000  | 6,000   |     |
| 廃タイヤ処理費          | 4tクラス       | 3    | 本   | 1,000   | 3,000   |     |
| 〃                | 大型車クラス      | 24   | 本   | 2,500   | 60,000  |     |
| 〃                | ショベルローダークラス | 1    | 本   | 15,000  | 15,000  |     |
| 端数処理             |             |      |     |         | -650    |     |
| 小計               |             |      |     |         | 680,000 |     |
|                  |             |      |     |         |         |     |
| ③入り口ゲート撤去        |             |      |     |         |         |     |
| 入り口ゲート撤去・処理(基礎共) |             | 2    | ヶ所  | 15,000  | 30,000  |     |
| 小計               |             |      |     |         | 30,000  |     |
|                  |             |      |     |         |         |     |
|                  |             |      |     |         |         |     |

笠間建築株式会社

## 工 事 内 訳 書

2329林班自動車車庫解体撤去等工事

| 名 称          | 摘 要 | 数 量 | 単 位            | 単 価       | 金 額       | 備 考 |
|--------------|-----|-----|----------------|-----------|-----------|-----|
| ④撤去跡地整備      |     |     |                |           |           |     |
| 整地砂利敷均し      |     | 223 | m <sup>2</sup> | 1,000     | 223,000   |     |
| 端数処理         |     |     |                |           | -3,000    |     |
| 小計           |     |     |                |           | 220,000   |     |
| 計            |     |     |                |           | 2,360,000 |     |
| <b>直接工事費</b> |     |     |                |           |           |     |
| I 解体撤去工事     |     | 1   | 式              | 2,750,000 | 2,750,000 |     |
| 計            |     |     |                |           | 2,750,000 |     |
| <b>共通費</b>   |     |     |                |           |           |     |
| I 共通仮設費      |     | 1   | 式              | 82,000    | 82,000    |     |
| II 現場管理費     |     | 1   | 式              | 198,000   | 198,000   |     |
| III 一般管理費等   |     | 1   | 式              | 170,000   | 170,000   |     |
| 計            |     |     |                |           | 450,000   |     |
| 合計(工事価格)     |     |     |                |           | 3,200,000 |     |
| 消費税          |     | 10  | %              |           | 320,000   |     |
| 合計           |     |     |                |           | 3,520,000 |     |

笠間建築株式会社